

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Fintech

---

2026年4月9日

### 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の概要 — 政令案、内閣府令案、ガイドライン案の内容を踏まえて —

弁護士 河合 健 / 弁護士 福井 崇人 / 弁護士 片山 智晶 / 弁護士 林 敬祐

#### Contents

---

- I. はじめに
- II. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の概要
- III. 「媒介」の判断基準
- IV. 登録制
- V. 行為規制等
- VI. 想定されるビジネスモデル

## I. はじめに

資金決済に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正資金決済法」という。)が2025年6月6日に成立し<sup>1</sup>、新たに電子決済手段・暗号資産サービス仲介業が創設された。その趣旨は、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換(以下「電子決済手段の売買等」という。)の媒介や暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換(以下「暗号資産の売買等」という。)の媒介のみを行う事業者について、その業務の内容・特性に応じた柔軟かつ過不足のない規制を整備し、イノベーションの促進と利用者保護を両立する点にある。

今般、下位府令である資金決済に関する法律施行令の改正案(以下「施行令案」という。)、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府令の改正案(以下「府令案」という。)、事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 18 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係)案(以下「ガイドライン案」という。)がそれぞれ公表された。本ニュースレターでは、これらの施行令案、府令案、ガイドライン案の内容を中心に解説する。なお、改正資金決済法の内容については、「[【金融法務】資金決済に関する法律の一部を改正する法律案について —電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設—](#)」<sup>2</sup>を併せてご参照いただきたい。

---

<sup>1</sup> その公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとなっているが、本ニュースレター執筆時点において、施行期日は未だ公表されていない。

<sup>2</sup> [https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins2\\_pdf/250530002.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins2_pdf/250530002.pdf)

## II. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の概要

### II-1 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の意義

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう(改正資金決済法2条18項各号)(次に掲げる行為を総称して、以下「電子決済手段・暗号資産仲介行為」という。)

① 電子決済手段仲介行為

電子決済手段等取引業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うこと(1号)。

② 暗号資産仲介行為

暗号資産交換業者以外の者が、暗号資産交換業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行うこと(2号)。

### II-2 暗号資産の金融商品取引法への移行と暗号資産仲介行為及び金融商品仲介業

金融審議会「[暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告](#)<sup>3</sup>(2025年12月10日)によると、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業は、所属制(暗号資産取引の仲介を行う場合は交換業者に所属する)を採るなど、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上の金融商品仲介業と基本的な規制の建付けが共通しているため、暗号資産取引に係る仲介業については、暗号資産取引を金商法の規制対象とすることに合わせ、金融商品仲介業の対象とすべき<sup>4</sup>」ことが示唆されている。

そこで、今後、暗号資産取引に係る仲介業も金融商品仲介業の対象になる可能性に鑑みて、以下では電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の概要を、金融商品仲介業と比較しつつ説明を行う。

### II-3 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業と金融商品仲介業

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と金融商品仲介業者の制度を比較すると次の表の通りである。両者は基本的には規制内容が共通している。以下では表における各「項目」のうち主要なものについて説明する。なお、「利用者保護措置」及び「広告規制」については、後述の「V. 行為規制等」において説明する。

---

<sup>3</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20251210/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251210/01.pdf)

<sup>4</sup> 暗号資産取引に係る仲介業を金融商品仲介業の対象にする際には経過措置を設けること、原則として外務員制度等の金融商品仲介業に適用される規制を適用することについても言及されている(金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告(2025年12月10日)23頁)。

項目	電子決済手段・暗号資産 サービス仲介業者	金融商品仲介業者
参入形式	登録(個人も登録可)	登録(個人も登録可)
所属制の採用	○	○
対象行為	電子決済手段の売買等の媒介 暗号資産の売買等の媒介	有価証券等の売買等の媒介、 募集の取扱い等
財務要件	－	－
利用者財産の預託を 受けること	不可	不可
利用者保護措置	・利用者への情報提供、説明義務 ・所属先による損害賠償責任 ・一定の禁止行為 等	・所属先による損害賠償責任 ・一定の禁止行為 等
広告規制	・一定の事項の表示(例:商号、名称又は氏名) ・著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示の禁止	
外務員規制	－	○
犯収法の適用	－	－
登録上の注意	仲介業登録を受けたあとに登録を受けた分野と同じ分野の既存の業の登録を受けた場合、その分野の仲介業としての登録からは外れる。	既に金融商品仲介業として登録している場合、第一種金融商品取引業の登録ができない。

(i) 参入形式

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業においては登録制が採用されている(改正資金決済法 63 条の 22 の 2)。法人又は個人を問わず電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る登録を受けることができ、また、登録することができる法人の形態に制限はない(改正資金決済法 63 条の 22 の 3 第 1 項)。これは金融商品仲介業と同様である(金商法 66 条、66 条の 2 第 1 項)。

(ii) 所属制

① 所属制の採用

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業においては所属制が採用されており、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者から委託を受ける必要がある(改正資金決済法 2 条 18 項 1 号・2 号)。

これは金融商品仲介業と同様であるが、金融商品仲介業者の場合には第一種金融商品取引業者、投資運用業者又は登録金融機関から委託を受ける必要がある(金商法 2 条 11 項柱書)。

② 所属先による委託

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業において、委託を受けることによって所属先となる暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者(総称して、以下「電子決済手段等取引業者等」という。)は、複数であっても差し支えない<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> なお、金融商品仲介業者は、委託者たる金融商品取引業者の事業・営業の部類に属する取引の媒介をする者であり、媒介代理商に当たると考えられている(会社法 16 条、商法 27 条)。そして、代理商は競業避止義務を負うことから、金融商品仲介業者が新たな所属金融商品取引業者等から委託を受けるためには、既存の所属金融商品取引業者等の許可を得る必要があると考えられている(会社法 17

なお、電子決済手段仲介行為において所属先である電子決済手段等取引業者は「所属電子決済手段等取引業者」(改正資金決済法 63 条の 22 の 3 第 1 項第 7 号イ)、暗号資産仲介行為において所属先である暗号資産交換業者は「所属暗号資産交換業者」(同号ロ)とそれぞれ定義され、さらに両者の総称は「所属電子決済手段等取引業者等」と定義されている(改正資金決済法 63 条の 22 の 5 第 1 項第 1 号ハ)。

金融商品仲介業者の場合においても同様に、所属先となる金融商品取引業者は複数であっても差し支えない。なお、所属先である金融商品取引業者又は登録金融機関は「所属金融商品取引業者等」と定義されている(金商法 66 条の 2 第 1 項 4 号)。

### ③ 所属先の賠償責任

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業において、所属電子決済手段等取引業者等は、委託先である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の電子決済手段・暗号資産仲介行為について、原則として利用者に与えた損害を賠償する責任を負う。ただし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への委託について相当の注意をし、かつ、当該損害の発生防止に努めたときは、当該損害賠償責任を負わない(改正資金決済法 63 条の 22 の 14 ただし書)。

これは金融商品仲介業の場合と同様であり、所属金融商品取引業者等は、委託先である金融商品仲介業者の金融商品仲介行為について、原則として顧客に与えた損害を賠償する責任を負う。ただし、金融商品仲介業者への委託について相当の注意をし、かつ、当該損害の発生防止に努めたときは、当該損害賠償責任を負わない(金商法 66 条の 24 ただし書)。

### (iii) 対象行為

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業は、電子決済手段・暗号資産仲介行為を対象とする(改正資金決済法 2 条 18 項 1 号・2 号)。

これに対し、金融商品仲介業は次の行為を対象とする(金商法 2 条 11 項 1 号ないし 4 号)。

- ① 有価証券の売買の媒介
- ② 金融商品市場等における有価証券の売買、市場デリバティブ取引の委託の媒介等
- ③ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い、又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ④ 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介

### (iv) 利用者財産の預託を受けることの禁止

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者の財産の預託を受け、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と密接な関係を有する者に預託させることは禁止される(改正資金決済法 63 条の 22 の 13)。

これは金融商品仲介業の場合と同様であり、金融商品仲介業者について金銭等の預託を禁止する規定が定められている(金商法 66 条の 13)。

なお、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者及び金融商品仲介業者における、密接な関係を有する者及び密接な関係を有する者から除かれる者の範囲は、主に次の表のとおりである(施行令案 20 条の 6 第 1 項、府令案 33 条、金融商品取引法施行令 18 条の 2、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業府令」という。)273 条)。

---

条 1 項 1 号、商法 28 条 1 項 1 号)。かかる考え方は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者においても同様に該当し得るため、複数の所属先から委託を受ける場合には留意を要する。

	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者	金融商品仲介業者
密接な関係を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族に限る。）</li> <li>② 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（法人である者に限る。以下③及び④において同じ。）の役員又は使用人</li> <li>③ 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の親法人等<sup>6</sup>又は子法人等<sup>7</sup></li> <li>④ 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する個人（特定個人株主）（②に掲げる者を除く。）</li> <li>⑤ 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者<sup>8</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該金融商品仲介業者（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族に限る。）</li> <li>② 当該金融商品仲介業者（法人である者に限る。以下③④⑤において同じ。）の役員又は使用人</li> <li>③ 当該金融商品仲介業者の親法人等<sup>9</sup>又は子法人等<sup>10</sup></li> <li>④ 当該金融商品仲介業者の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する個人（特定個人株主）（②に掲げる者を除く。）</li> <li>⑤ 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者<sup>11</sup></li> </ul>
密接な関係を有する者から除かれる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 信託会社及び外国信託会社</li> <li>② 資金移動業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）</li> <li>② 銀行</li> <li>③ 協同組織金融機関</li> <li>④ 保険会社</li> <li>⑤ 信託会社</li> <li>⑥ 株式会社商工組合中央金庫</li> </ul>

(v) 外務員規制

金融商品仲介業者には、金商法上の外務員に関する規定が準用され、外務員に関する規制<sup>12</sup>が適用される（金商法66条の25、64条から64条の9まで（同法64条の7第2項を除く。）。）。

これに対して、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者には外務員に関する規制はない。

<sup>6</sup> 親法人等とは、①その親会社等、②その親会社等の子会社等、③その親会社等の関連会社等、④その特定個人株主に係る次のイ又はロに掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう（施行令第20条の6第2項）。

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の100分の20以上100分の50以下の議決権を保有する会社等

<sup>7</sup> 子法人等とは、その子会社等、その関連会社等をいう（施行令第20条の6第3項）。

<sup>8</sup> 府令案では、特に定めがない。

<sup>9</sup> 親法人等とは、①その親会社等、②その親会社等の子会社等、③その親会社等の関連会社等、④その特定個人株主に係る次のイ又はロに掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう（金融商品取引法施行令第15条の16第1項）。

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の100分の20以上100分の50以下の議決権を保有する会社等

<sup>10</sup> 子法人等とは、その子会社等、その関連会社等をいう（金融商品取引法施行令第15条の16第2項）。

<sup>11</sup> 金商業府令では、特に定めがない。

<sup>12</sup> 金融商品仲介業者は、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、金融商品取引業者のために、①金商法2条11項1号から3号までに掲げる行為、②売買の媒介の申込みの勧誘、若しくは市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘等の職務を行う者（外務員）の氏名、生年月日その他の事項につき、外務員登録原簿に登録を受けなければならない（金商法66条の25、64条1項）、その登録を受けた者以外の者にかかる職務を行わせてはならない（金商法66条の25、64条2項）。

### III. 「媒介」の判断基準

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の対象となる行為は、電子決済手段等取引業者等の委託を受けて、電子決済手段等の売買等の「媒介」を、当該電子決済手段等取引業者等のために行うものである。

「媒介」とは、一般に、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為をいう。もっとも、「媒介」該当性に関しては、明確な判断基準は示されていないため、「媒介」に当たるか否かは、金融庁が公表する「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係) 16. 暗号資産交換業者関係」(以下「暗号資産事務ガイドライン」という。)や「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係) 17. 電子決済手段等取引業者関係」(以下「電子決済手段事務ガイドライン」という。)等で示されている考え方を参考に、個別具体的に判断する必要がある。この点については「[【金融法務】資金決済に関する法律の一部を改正する法律案について ―電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設―](#)<sup>13</sup>」の「2-3.「媒介」の定義・解釈」もご参照いただきたい。

今回新たに公表されたガイドライン案においては、媒介該当性について以下の考え方<sup>14</sup>が示されていることが注目される(下線は筆者)。

(注1)媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。

なお、事業者(オンラインゲーム等のサービスを提供する事業者を含む。)が、自らのサービスの顧客を暗号資産交換業者に送客する場合(送客元のサービスに係る画面上で暗号資産の取引の機会を提供する場合を含む。)において、提供される暗号資産の取引の相手方が暗号資産交換業者であること及び当該取引等に係る説明等が当該暗号資産交換業者により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該事業者において、独自に、取引に係る情報の追加、説明内容の加工、暗号資産の取引の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉を行わないなど、暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価されない限りにおいて、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為といえる。

上記下線部の記載は、例えば、事業者が、自らが提供するゲームアプリやアンホステッドウォレット等の画面上において、暗号資産交換業者との間で行われる暗号資産取引の機会を提供する場合であっても、暗号資産の売買等の「媒介」に至らないケースがあることを示唆するものとして、実務上重要な影響を有し得ると考えられる。もっとも、「暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価されない限り」とされていることから、個別具体的な事情を踏まえて、当該事業者が行うインターネット上の表示等を含めた一連の行為が誘引行為に該当するか否かを慎重に判断する必要があると考えられる。また、上記下線部の記載の趣旨・射程等に関しては今後公表されるパブリックコメントに対する金融庁の回答も注視する必要がある。

### IV. 登録制

内閣総理大臣の登録を受けた者は、改正資金決済法 62 条の 3(電子決済手段等取引業者の登録)及び 63 条の 2(暗号資産交換業者の登録)の規定にかかわらず、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことができる(改正資金決済法 63 条の 22 の 2)。

<sup>13</sup> [https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins2\\_pdf/250530002.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins2_pdf/250530002.pdf)

<sup>14</sup> ガイドライン案 1-2⑤(注 1)。なお、暗号資産事務ガイドラインの改正案 1-1-2-2②(注 1)及び電子決済手段事務ガイドラインの改正案 1-1-2-2③(注 1)においても、ガイドライン案 1-2⑤(注 1)と同趣旨の記載が追加されている。

かかる登録の申請にあたっては電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る登録申請書を提出する必要があるが、その記載事項は以下のとおりである(改正資金決済法 63 条の 22 の 3 第 1 項各号、府令第 5 条各号)<sup>15</sup>。

登録申請書の記載事項	根拠法令
商号、名称又は氏名及び住所	改正資金決済法 63 条の 22 の 3 第 1 項 1 号
法人にあつては、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	同条項 2 号
電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	同条項 3 号
法人にあつては、資本金又は出資の額	同条項 4 号
電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種類別	同条項 5 号
次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 電子決済手段仲介行為を行う場合 取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所 ロ 暗号資産仲介行為を行う場合 取り扱う暗号資産の名称	同条項 6 号
次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 電子決済手段仲介行為を行う場合 委託を受ける所属電子決済手段等取引業者の商号 ロ 暗号資産仲介行為を行う場合 委託を受ける所属暗号資産交換業者の商号	同条項 7 号
電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法	同条項 8 号
電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容及びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所	同条項 9 号
他に事業を行っているときは、その事業の種類	同条項 10 号
個人である場合において、他の法人の常務に従事しているときは、当該他の法人の商号又は名称及び事業の種類	府令第 5 条 1 号
法人である場合において、その役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を行っているときは、当該役員の氏名又は名称並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び事業の種類又は行っている事業の種類	同条 2 号
所属電子決済手段等取引業者が発行者である場合にあつては、その旨及び当該所属電子決済手段等取引業者の商号又は名称	同条 3 号
所属電子決済手段等取引業者が二以上ある場合にあつては、改正資金決済法 63 条の 22 の 14(1 号に係る部分に限る。)の規定により登録申請者が電子決済手段仲介行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う所属電子決済手段等取引業者の商号又は名称	同条 4 号
所属暗号資産交換業者が二以上ある場合にあつては、改正資金決済法 63 条の 22 の 14(2 号に係る部分に限る。)の規定により登録申請者が暗号資産仲介行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う所属暗号資産交換業者の商号	同条 5 号

ガイドライン案において登録の申請の審査における留意事項が記載されており(ガイドライン案 III-2-1(3))、所属電

<sup>15</sup> なお、登録申請書には、第 63 条の 22 の 5 第 1 項各号に該当しないことを誓約する書面、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類等を添付する必要がある(改正資金決済法 63 条の 22 の 3 第 2 項、府令第 6 条)。

子決済手段等取引業者等が二以上ある場合に、登録申請者が電子決済手段仲介行為又は暗号資産仲介行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称が適切に記載されているか否か(府令案5条4号、5号)の審査に当たっては、以下の事項が満たされていることを確認するものとされている(ガイドライン案III-2-1(3)①)。

イ 損害の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損害の賠償を行う所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称が明確に特定されているか。

ロ いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確でない場合についても、損失の補てんを行う所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称が特定されているか。

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る登録拒否事由は以下のとおりである。

登録拒否事由	根拠法令
<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者</p> <p>ロ 改正資金決済法第3章の4(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業)の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない者</p> <p>ハ 登録申請者の所属電子決済手段等取引業者等が認定資金決済事業者協会に加入していない者</p> <p>ニ 電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者若しくは他の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又はこれらの者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする者</p> <p>ホ 電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者若しくは電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録を取り消され、又は資金決済法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許(当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者</p> <p>ヘ 改正資金決済法62条の8第2項の規定により読み替えて適用する62条の22第1項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又は資金決済法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から5年を経過しない者</p> <p>ト 資金決済法等の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>チ 他に行う事業が公益に反すると認められる者</p>	<p>改正資金決済法 63条の22の5 第1項1号</p>
<p>法人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 外国法人であって国内における代表者(国内に住所を有するものに限る。)を定めていない者</p> <p>ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>(1) 精神の機能の障害のため電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p>	<p>改正資金決済法 63条の22の5 第1項2号、政 令案20条の5、 府令案9条</p>

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</li> <li>(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>(4) 資金決済法等の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>(5) 法人である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が改正資金決済法63条の22の20第1項若しくは第2項の規定により同法63条の22の2の登録を取り消された場合又は法人が資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者等</li> </ul> |  |
|---|--|

また、登録の申請の審査における留意事項として、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者」(改正資金決済法 63 条の 22 の 5 第 1 項 1 号イ)であるかどうか及び「この章(注:改正資金決済法第 3 章の 4(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業))の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない者」(同号ロ)であるかどうかの審査に当たっては、以下の点に留意するものとされている(ガイドライン案 III-2-1(3)②)。

- イ ガイドライン案 II-1(経営管理等)及び II-2(業務の適切性等)に掲げた主な着眼点について、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の事業内容や事業計画(規模・特性等を含む。)からみて、適切に対応するための態勢が整備され、その実効性が確保されているか。特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互牽制機能が有効に機能する内部管理態勢(業容に応じた内部監査態勢を含む。)が整備されているか。なお、帳簿書類・報告書等の作成、管理及び利用者管理については、所属電子決済手段等取引業者等に帳票作成事務等を依頼し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が管理することも可能とする。
- ロ 申請者が法人の場合、定款に法人の目的として電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことが含まれているか。

## V. 行為規制等

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に適用される規制については、その内容に応じて以下の 4 つに区分することができると思われる。

- A) 電子決済手段仲介行為と暗号資産仲介行為の両方に適用される規制
- B) 電子決済手段仲介行為に関してのみ適用される規制
- C) 電子決済手段仲介行為のうち、特定電子決済手段等取引契約<sup>16</sup>に係る電子決済手段仲介行為に係る業務に関し、改正資金決済法 63 条の 22 の 15 第 1 項の規定により読み替えて準用する金商法(以下「準用金商法」という。)の規制
- D) 暗号資産仲介行為に関して、改正資金決済法 63 条の 22 の 15 第 2 項の規定により読み替えて準用する改正資金決済法(以下「準用資金決済法」という。)の規制

<sup>16</sup> 外国通貨で表示される電子決済手段(例:USDC など)に係る電子決済手段関連業務(電子決済手段の売買・交換、媒介・取次ぎ・代理、管理を行うこと)を内容とする契約を意味する(改正資金決済法 62 条の 17 第 1 項、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 43 条各号)。

A)両方の仲介行為に適用される規制	利用者への明示事項(府令第17条)、情報の安全管理措置等(府令第18条)、個人利用者情報の安全管理措置等(府令第19条)、個人利用者情報の漏えい等の報告(府令第20条)、特別の非公開情報の取扱い(府令第21条)、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置(府令第22条)、利用者に対する情報の提供(府令第25条、府令第30条)、その他利用者保護を図るための措置等(府令第26条、府令第31条)、社内規則の整備等(府令第27条、府令第32条)など
B)電子決済手段仲介行為に関してのみ適用される規制	誤認を防止するための説明(府令第23条)、電子決済手段の内容に関する説明(府令第24条)、電子決済手段信用取引に関する特則(府令第28条)など
C)電子決済手段仲介行為のうち、特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段仲介行為に関してのみ適用される規制	広告等の規制(準用金商法37条等)、契約締結前の情報の提供等(準用金商法37条の3第1項及び第2項等)、契約締結時等の情報の提供等(準用金商法37条の4等)、禁止行為(準用金商法38条、府令第53条)、適合性の原則等(準用金商法40条)など
D)暗号資産仲介行為に関してのみ適用される規制	暗号資産の性質に関する説明(府令第29条)、暗号資産交換業の広告規制(準用資金決済法63条の9の2等)、禁止行為(準用資金決済法63条の9の3、府令第57条)など

以下では、上記A～Dの規制のうち、重要なものに限り分類を明示した上で解説を行う。

## V-1 広告規制(C及びD)

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段仲介行為に関して広告をするとき又は暗号資産仲介行為に係る業務に関して広告をするときは、広告に関する規制を受け、利用者によるリスクの誤認や投機的取引の助長を抑止する観点から、法定の事項について明瞭かつ正確に表示することが求められるとともに、不適切な表示を行うことが禁止される(準用金商法37条、政令第20条の7、府令第39条、40条、準用資金決済法63条の9の2、府令第55条、ガイドライン案II-2-1-2-1)。

## V-2 禁止行為等(C及びD)

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又はその役職員若しくは使用人は、特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段仲介行為に係る業務を行うとき、又は暗号資産仲介行為に係る業務を行うときは、利用者の保護に欠け又は業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、主に以下の行為を行うことが禁止されている(準用金商法38条、府令第53条各号、準用資金決済法63条の9の3、府令第57条各号)。

特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段仲介行為における主な禁止行為等	暗号資産仲介行為における主な禁止行為等
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虚偽告知の禁止</li> <li>2. 断定的判断の提供の禁止</li> <li>3. 不招請勧誘の禁止</li> <li>4. 勧誘受託意思の確認義務</li> <li>5. 勧誘を希望しない利用者への勧誘の禁止</li> <li>6. 虚偽の表示・誤解させるような表示の禁止</li> <li>7. 特別の利益の提供の禁止</li> <li>8. 迷惑勧誘の禁止</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虚偽の表示・誤認させるような表示の禁止</li> <li>2. 合理的な根拠を示さないでする勧誘・広告の禁止</li> <li>3. 不招請勧誘の禁止</li> <li>4. 勧誘受託意思の確認義務</li> <li>5. 勧誘を希望しない利用者への勧誘の禁止</li> <li>6. 適合性原則の遵守</li> <li>7. 断定的判断の提供の禁止</li> <li>8. 不正行為等に係る取引の受託の禁止</li> <li>9. 相場変動目的による自己売買等の禁止</li> <li>10. 作為的相場形成取引の受託等の禁止</li> <li>11. 暗号資産関係情報の伝達等の禁止</li> <li>12. フロントランニングの禁止</li> </ol>

### V-3 利用者保護措置等(A、B、D)

#### (1) 電子決済手段の内容・暗号資産の性質に関する説明

##### ① 電子決済手段の内容に関する説明

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者との間で電子決済手段仲介行為に係る業務に係る取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、電子決済手段仲介行為に係る業務と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明を行わなければならない(府令案 23 条 1 項)。特に、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が取り扱う電子決済手段について、自らが発行者ではない旨(同条 2 項 1 号)、誤認防止に関し参考となると認められる事項(利用者に対して取り扱う電子決済手段について償還義務を負っていない旨など(同条 2 項 2 号、ガイドライン案 II-2-2-1-2(2)))の説明を行うことが求められる。

また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者との間で電子決済手段仲介行為に係る業務に係る取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、電子決済手段の内容に関し、次に掲げる事項の説明を行わなければならない(府令案 24 条 1 項、2 項)。

- (i) 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- (ii) 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- (iii) 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。
- (iv) 取り扱う電子決済手段の概要及び特性(当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。)並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び概要
- (v) 電子決済手段を発行する者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続
- (vi) その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項

ただし、一の電子決済手段の交換等について、電子決済手段の発行者(銀行等、資金移動業者及び特定信託会社

に限る。)又は所属電子決済手段等取引業者が利用者に対し、上記に準じて説明を行ったときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は利用者に対し、かかる説明を行うことを要しない(同条3項)。

## ② 暗号資産の性質に関する説明

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者との間で暗号資産仲介行為に係る業務に係る取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号資産の性質に関し、次に掲げる事項の説明を行わなければならない(府令案29条1項、2項)。

- (i) 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- (ii) 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- (iii) 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。
- (iv) 取り扱う暗号資産の概要及び特性(当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあっては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。)
- (v) その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

ただし、一の暗号資産の交換等について、所属暗号資産交換業者が利用者に対し上記に準じて説明を行ったときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は利用者に対し、かかる説明を行うことを要しない(同条3項)。

## (2) 利用者に対する情報の提供

### ① 電子決済手段仲介行為に係る情報の提供

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者との間で電子決済手段仲介行為に係る業務に係る取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない(府令案25条1項)。

- (i) 当該業務に係る取引の内容
- (ii) 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者、所属電子決済手段等取引業者、取り扱う電子決済手段を発行する者(所属電子決済手段等取引業者を除く。)その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- (iii) 上記「(1)①(ii)」及び上記(ii)に掲げるもののほか、当該業務に係る取引について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- (iv) 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
- (v) 当該業務に係る取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合には、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法
- (vi) その他当該業務の内容に関し参考となると認められる事項

ただし、一の電子決済手段の交換等について、その電子決済手段を発行する者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属電子決済手段等取引業者が利用者に対し上記に準じて情報を提供したときは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、当該利用者に対し、かかる情報を提供することを要しない(同条2項)。

## ② 暗号資産仲介行為に係る情報の提供

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者との間で暗号資産仲介行為に係る業務に係る取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない(府令案 30 条 1 項)。

- (i) 当該業務に係る取引の内容
- (ii) 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者、所属暗号資産交換業者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- (iii) 上記「(1)②(ii)」及び上記(ii)に掲げるもののほか、当該業務に係る取引について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- (iv) 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
- (v) 当該業務に係る取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合には、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法
- (vi) その他当該業務の内容に関し参考となると認められる事項

ただし、一の暗号資産の交換等について、所属暗号資産交換業者が利用者に対し上記に準じて情報を提供したときは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、当該利用者に対し、かかる情報を提供することを要しない(同条 2 項)。

## (3) 電子決済手段・暗号資産の借入れを行う場合の措置

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、利用者から電子決済手段又は暗号資産を借り入れる行為は、資金決済法上、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に該当せず、登録を要するものではない。もっとも、このような借入れの行為が、資金決済法に規定する暗号資産の管理又は電子決済手段の管理には該当せず、かつ、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者によって分別管理がなされるものではないことについて、利用者が明瞭かつ正確に認識できるよう、取引ページ等に分かりやすく説明することが求められる(ガイドライン案 Ⅱ-2-2-1-2(6)①)。また、電子決済手段又は暗号資産の借入れによって負担する債務が自己の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生じることがないように、財務上のリスク管理の一環として、当該債務の残高を適切に管理することが求められる(ガイドライン案 Ⅱ-2-2-1-2(6)②)。

加えて、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者には以下の措置が求められる。

### ① 電子決済手段の借入れの場合

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、その行う電子決済手段仲介行為に係る業務に関し、電子決済手段の借入れを行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない(府令案 26 条 1 項 6 号)。

- 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による電子決済手段の借入れは、資金決済法が規定する電子決済手段の管理に該当せず、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が借り入れた電子決済手段は、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の電子決済手段と分別して管理されるものではないことについて、当該借入れの相手方が明瞭かつ正確に認識することができる内容により表示する措置
- 電子決済手段の借入れにより電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の負担する債務が当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生ずることにより、利用者の保護に欠け、又は電子決済手段仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制(電子決済手段の借入れを行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた電子決済手段の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。)を整備する措置

## ② 暗号資産の借入れの場合

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、その行う暗号資産仲介行為に係る業務に関し、暗号資産の借入れを行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない(府令案 31 条 6 号)。

- 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による暗号資産の借入れは、資金決済法が規定する暗号資産の管理に該当せず、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が借り入れた暗号資産は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の暗号資産と分別して管理されるものではないこと及び当該借入れの相手方は改正資金決済法 63 条の 19 の 2 第 1 項の権利(注:暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利)を有するものではないことについて、当該相手方が明瞭かつ正確に認識することができる内容により表示する措置
- 暗号資産の借入れにより電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の負担する債務が当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生ずることにより、利用者の保護に欠け、又は暗号資産仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制(暗号資産の借入れを行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた暗号資産の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。)を整備する措置

## V-4 帳簿書類(A)

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、その電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない(改正資金決済法 63 条の 22 の 16)。具体的には、①電子決済手段仲介行為を行う場合にあつては、当該電子決済手段仲介行為に係る記録を、②暗号資産仲介行為を行う場合にあつては、当該暗号資産仲介行為に係る記録を、それぞれ保存しなければならない(府令案 58 条 1 項)。また、帳簿の閉鎖の日から、少なくとも 10 年間、保存しなければならず(同条 2 項)、基本的には国内において保存しなければならない(同条 3 項本文)。

## V-5 利用者に関する情報管理態勢(A)

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならず(改正資金決済法 63 条の 22 の

10)、利用者に関する情報管理態勢として以下の措置を講じなければならない。

- 情報の安全管理措置(府令案 18 条)
- 個人利用者情報の安全管理措置等(府令案 19 条)
- 個人利用者情報の漏えい等の報告(府令案 20 条)
- 特別の非公開情報の取扱い(府令案 21 条)

また、利用者に関する情報については、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の規定に基づく適切な取扱いを確保する必要がある(ガイドライン案 II-2-2-3-1)。

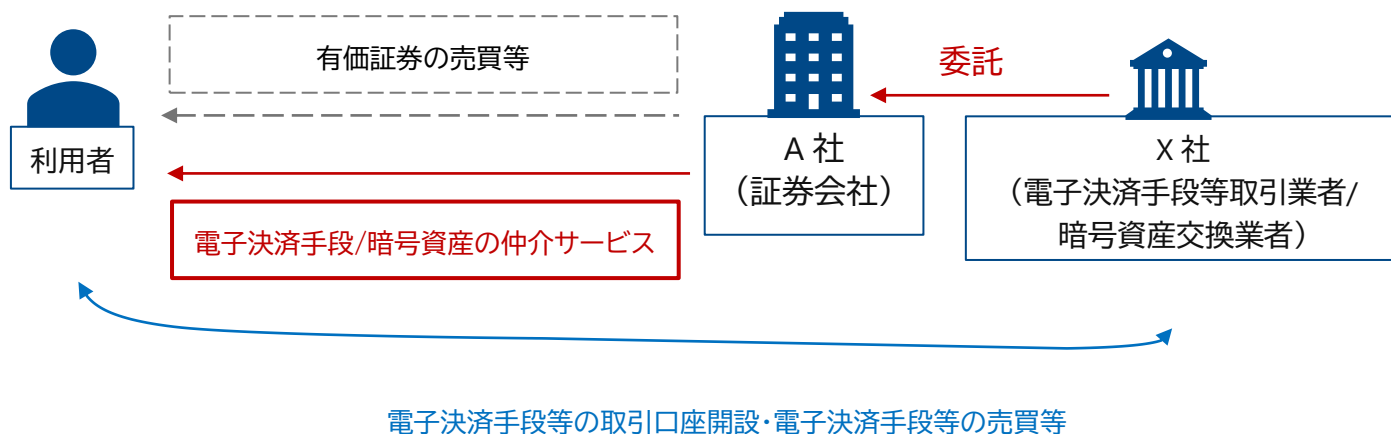
## VI. 想定されるビジネスモデル

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関しては、例えば、以下のようなビジネスモデルが考え得る。

### VI-1 グループ会社間の連携による電子決済手段等の取引サービス

#### 【事案①】

- ✓ 証券会社 A 社は、グループ会社として電子決済手段等取引業者/暗号資産交換業者である X 社を擁している。
- ✓ A 社は既存顧客に対して新たに電子決済手段/暗号資産の取引サービス(電子決済手段等の取引口座開設、電子決済手段の売買等)を提供することを検討している。
- ✓ X 社は A 社の既存顧客を自社の新規顧客として獲得することを希望している。



#### 【説明】

A 社が既存顧客に対して、X 社の電子決済手段等の取引口座開設や電子決済手段の売買等のサービスを説明・案内する場合、個別具体的な態様次第では、電子決済手段の売買等の媒介に該当する可能性がある。そこで、A 社は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録を取得し、X 社を所属電子決済手段等取引業者等とすることによって、既存の利用者に対し、X 社による電子決済手段/暗号資産の取引サービスを勧誘することが可能となり、X 社は A 社の既存顧客の送客を受けることが可能になる。

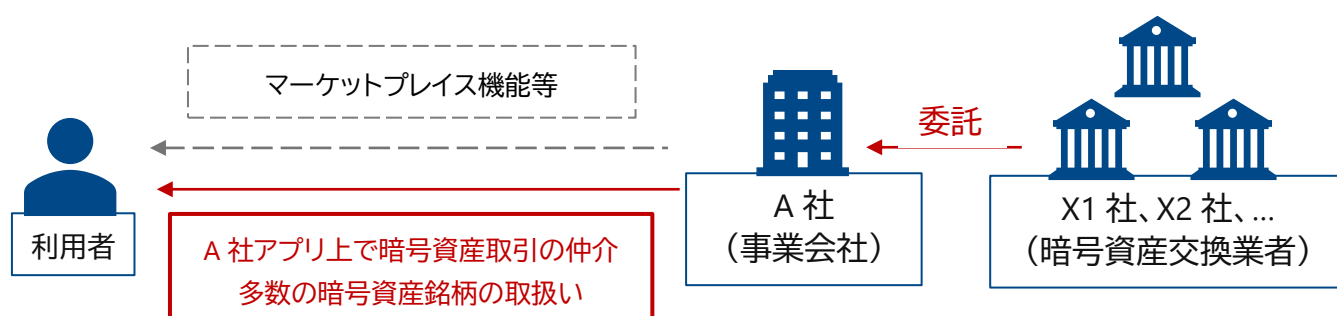
なお、A 社は第一種金融商品取引業者であることから、業務範囲規制(金商法 35 条)が適用される点には留意が必要

である。

## VI-2 自社アプリを通じた暗号資産取引サービスの提供

### 【事案②】

- ✓ 非金融サービス事業会社 A 社は、マーケットプレイス機能を含む自社アプリを提供しており、多くの既存の利用者を有している。
- ✓ A 社は、既存の利用者に対して、新たにビットコイン(BTC)等の暗号資産の取引サービスを提供することを検討している。
- ✓ A 社は、A 社アプリ上で暗号資産の取引が完了し、かつ、多数の暗号資産の銘柄を取り扱えるようにするため、複数の暗号資産交換業者(X1 社、X2 社...)との間で、業務提携することを検討している。



### 【説明】

A 社が、自社アプリ上で、その利用者に対して、暗号資産交換業者の暗号資産取引サービスを提供することについては、その UI/UX 上の表示等を含め具体的な態様次第では、暗号資産の売買等の「媒介」に該当する。そこで、A 社は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録を取得し、暗号資産交換業者 X1 社、X2 社...等を所属暗号資産交換業者とすることによって、同社の暗号資産取引サービスへの導線を自社アプリ上でよりシームレスに設けた上で、当該サービスの利用を推奨・勧誘すること等も可能になる。

また、A 社は、複数の暗号資産交換業者 X1 社、X2 社...等に所属することで、取引チャネルを拡大し、より多くの暗号資産銘柄やサービスを取り扱うことも可能になる<sup>17</sup>。

<sup>17</sup> なお、脚注 5 記載のとおり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が代理商に該当する場合には、競業避止義務の観点から、新たな所属先の委託を受ける場合には既存の所属先の許可を要する可能性があることに留意する必要がある。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 河合 健 ([ken.kawai@amt-law.com](mailto:ken.kawai@amt-law.com))  
弁護士 福井 崇人 ([takato.fukui@amt-law.com](mailto:takato.fukui@amt-law.com))  
弁護士 片山 智晶 ([tomoaki.katayama@amt-law.com](mailto:tomoaki.katayama@amt-law.com))  
弁護士 林 敬祐 ([keisuke.hayashi@amt-law.com](mailto:keisuke.hayashi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。